

高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」試行要領（令和4年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

令和4年9月1日

高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」試行要領の一部を改正する要領

改正前	改正後
<p data-bbox="98 424 857 456">高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」試行要領</p> <p data-bbox="129 512 378 544">第1条～第3条 略</p> <p data-bbox="129 563 282 595">(休日の確保)</p> <p data-bbox="98 608 1061 727">第4条 受注者は、モデル工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。</p> <p data-bbox="98 740 1061 908">2 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えてできるものとし、その場合の4週8休（受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。）もモデル工事として認めるものとする。</p> <p data-bbox="129 920 1050 1000"><u>なお、4週8休とは、労働時間の区切りを4週とし、この間に8日の休日を確保する制度をいう。</u></p> <p data-bbox="129 1067 219 1099">3 略</p> <p data-bbox="129 1160 255 1192">(実施方法)</p> <p data-bbox="98 1204 1061 1324">第5条 発注者は、モデル工事の実施にあたって、特記仕様書にモデル工事の対象である旨を明示（別紙1参照）し、別紙5に掲げる「土木工事標準工事日数」における標準工事日数を適用し、工期を設定するものとする。</p> <p data-bbox="138 1337 1061 1417">ただし、施工条件などにより「土木工事標準工事日数」により難しい場合は、「直轄土木工事における適正な工期設定指針」を参考に工期を設定するものと</p>	<p data-bbox="1077 424 1836 456">高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」試行要領</p> <p data-bbox="1108 512 1357 544">第1条～第3条 略</p> <p data-bbox="1108 563 1261 595">(休日の確保)</p> <p data-bbox="1077 608 2040 727">第4条 受注者は、モデル工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。</p> <p data-bbox="1077 740 2040 908">2 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えてできるものとし、その場合の4週8休（受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。）もモデル工事として認めるものとする。</p> <hr/> <p data-bbox="1077 1059 1171 1091">3 略</p> <p data-bbox="1108 1152 1234 1184">(実施方法)</p> <p data-bbox="1077 1197 2040 1316">第5条 発注者は、モデル工事の実施にあたって、特記仕様書にモデル工事の対象である旨を明示（別紙1参照）し、別紙5に掲げる「土木工事標準工事日数」における標準工事日数を適用し、工期を設定するものとする。</p> <p data-bbox="1108 1329 2040 1409">ただし、施工条件などにより「土木工事標準工事日数」により難しい場合は、「直轄土木工事における適正な工期設定指針」を参考に工期を設定するものと</p>

する。

2 モデル工事の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」（別紙2参照）により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。

なお、モデル工事を実施しない場合においても、前項で設定した工期は変更しないものとする。

3～5 略

6 受注者は、第4条第2項の規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に_____書面で提出するものとする。

7 受注者は、第4条第3項の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに_____書面により発注者に報告するものとする。

8～9 略

(経費の負担)

第6条 発注者指定型にあつては、別紙4に掲げる4週8休の補正を行った上で発注するものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

2 受注者希望型にあつては、現場の閉所状況に応じ、別紙4に掲げる補正（契約変更）を行うものとする。ただし、工事着手前にモデル工事に係る協議が整わなかったものは、対象としない。

第7条～第9条 略

する。

2 受注者希望型の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」（別紙2参照）により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。

なお、モデル工事を実施しない場合においても、前項で設定した工期は変更しないものとする。

3～5 略

6 受注者は、第4条第2項の規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に確認票等の書面で提出するものとする。

7 受注者は、第4条第3項の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに確認票等の書面により発注者に報告するものとする。

8～9 略

(経費の負担)

第6条 発注者指定型にあつては、別紙4に掲げる4週8休の補正を行った上で発注するものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

2 受注者希望型にあつては、施工後、現場の閉所状況に応じ、別紙4に掲げる補正分を増額して契約変更を行うものとする。ただし、工事着手前にモデル工事に係る協議が整わなかったものは、対象としない。

第7条～第9条 略

第〇条 「週休2日制モデル工事」の実施について（受注者希望型）

本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。

実施にあたっては、高知市「週休2日制モデル工事」試行要領における受注者希望型によるものとし、下記のホームページを参照とすること。

高知市上下水道局技術監理課ホームページ

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/197/>)

第〇条 「週休2日制モデル工事」の実施について（発注者指定型）

本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事であり、労務費等を補正している。施工後に現場閉所の達成状況を確認するものとし、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更するものとする。

実施にあたっては、高知市「週休2日制モデル工事」実施要領における発注者指定型によるものとし、下記のホームページを参照とすること。

高知市上下水道局技術監理課ホームページ

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/197/>)

第〇条 「週休2日制モデル工事」の実施について（■■■型）

本工事は、「週休2日制モデル工事」実施要領における「■■■型」の対象工事である。詳細については、下記に掲載する同要領を参照とすること。

高知市上下水道局技術監理課ホームページ

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/197/>)

なお、発注者指定型にあつては、発注時において労務費等を補正済みであり、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合には、当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。受注者希望型にあつては、発注時における労務費等の補正は実施せず、現場閉所の達成状況に応じて当該補正分を増額して変更契約を行うものとする。

※■■■には、『受注者希望』又は『発注者指定』のいずれかを記入すること。

(掲示例)

1,100

週休2日制モデル工事 実施中

この工事は、建設産業の就労環境改善に取り組むため、原則、土曜日及び日曜日を休工日とするモデル工事です。

受注者：〇〇建設(株)

発注者：高知市〇〇〇〇課

※受注者は、工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする。



1,400

(掲示例)

1,100

週休2日制モデル工事 実施中

この工事は、建設産業の就労環境改善に取り組むため、4週8体の休工日を確保するモデル工事です。

受注者：〇〇建設(株)

発注者：高知市〇〇〇〇課

※受注者は、工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする。

※上記は掲示例であり、看板のサイズや文面を指定するものではない。

1,400

週休2日制モデル工事における経費等の補正係数について

		補正係数			
		【受注者希望型】	【受注者希望型】	【発注者指定型】 【受注者希望型】	
		4週6休以上 7休未満 ^{※2}	4週7休以上 8休未満 ^{※3}	4週8休以上	
労務費 ^{※1}		1.01	1.03	1.05	
機械経費(賃料)		1.01	1.03	1.04	
共通仮設費		1.02	1.03	1.04	
現場管理費		1.03	1.04	1.06	
市場単価 (土木工事標準積算基準)	鉄筋工	1.01	1.03	1.05	
	ガス圧接工	1.01	1.02	1.04	
	インターロッキング ブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
	防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
		撤去	1.01	1.03	1.05
	防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
		撤去	1.01	1.03	1.05
	防護柵設置工	設置	1.01	1.03	1.04
	(横断・転落防止柵)	撤去	1.01	1.03	1.05
	防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
	防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.02	1.03
	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
		撤去・移設	1.01	1.03	1.04
	道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
	法面工		1.00	1.01	1.02
	吹付砕工		1.01	1.02	1.03
	鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
	道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
		剪定	1.01	1.03	1.05
	公園植栽工		1.01	1.03	1.05
	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
	橋面防水工		1.00	1.01	1.02
	薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
	グレーピング工		1.00	1.01	1.01
	軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
	コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

週休2日制モデル工事における経費等の補正係数について

		補正係数			
		【受注者希望型】	【受注者希望型】	【発注者指定型】 【受注者希望型】	
		4週6休以上 7休未満 ^{※2}	4週7休以上 8休未満 ^{※3}	4週8休以上 ^{※4}	
労務費 ^{※1}		1.01	1.03	1.05	
機械経費(賃料)		1.01	1.03	1.04	
共通仮設費		1.02	1.03	1.04	
現場管理費		1.03	1.04	1.06	
市場単価 (土木工事標準積算基準)	鉄筋工	1.01	1.03	1.05	
	ガス圧接工	1.01	1.02	1.04	
	インターロッキング ブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
	防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
		撤去	1.01	1.03	1.05
	防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
		撤去	1.01	1.03	1.05
	防護柵設置工	設置	1.01	1.03	1.04
	(横断・転落防止柵)	撤去	1.01	1.03	1.05
	防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
	防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.02	1.03
	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
		撤去・移設	1.01	1.03	1.04
	道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
	法面工		1.00	1.01	1.02
	吹付砕工		1.01	1.02	1.03
	鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
	道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
		剪定	1.01	1.03	1.05
	公園植栽工		1.01	1.03	1.05
	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
	橋面防水工		1.00	1.01	1.02
	薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
	グレーピング工		1.00	1.01	1.01
	軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
	コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

※1 工場製作等に係る労務費については、割増補正の対象外とする。

※2 4週6休以上7休未満：現場閉所率21.4%（6/28日）以上25.0%未満

※3 4週7休以上8休未満：現場閉所率25.0%（7/28日）以上28.5%未満

※4 土木工事標準単価については、現場閉所の達成状況に応じ、物価資料に掲載のある単価の平均値を採用する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

		補正係数			
		【受注者希望型】		【発注者指定型】 【受注者希望型】	
		4週6休以上 7休未満 ^{※2}	4週7休以上 8休未満 ^{※3}	4週8休以上 ^{※4}	
市場単価（下水道用設計標準歩掛表）	硬質塩化ビニル管設置工	1.01	1.02	1.03	
	リブ付硬質塩化ビニル管設置工	1.01	1.02	1.03	
	砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
		機械施工	1.01	1.03	1.05
	砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
		機械施工	1.01	1.03	1.05
	組立マンホール設置工	1.01	1.03	1.05	
	小型マンホール工	1.00	1.00	1.01	
	取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
		取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

※1 週休2日の補正対象は、公共工事設計労務単価（51職種）のみであり、それ以外の労務単価については、補正対象外とする。また、工場製作等に係る労務費についても、補正の対象外とする。

※2 4週6休以上7休未満：現場閉所率 21.4%（6/28日）以上 25.0%未満

※3 4週7休以上8休未満：現場閉所率 25.0%（7/28日）以上 28.5%未満

※4 4週8休以上：現場閉所率 28.5%（8/28日）以上

※5 土木工事標準単価については、現場閉所の達成状況に応じ、物価資料に掲載のある単価の平均値を採用する。

現場閉所率は次式により算出する。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{対象期間内の現場閉所日数}}{\text{対象期間内の日数}} \times 100 (\%)$$

※ 小数点第2位を切り捨てる。

※ 対象期間は要領第3条による。